

「前橋クリエイティブシティ 県庁前通り社会実験アートプロジェクト」 企画運営等業務委託公募要領

1 委託事業概要

(1) 業務名

「前橋クリエイティブシティ 県庁前通り社会実験アートプロジェクト」企画運営等業務

(2) 業務の目的及び業務内容

別紙『「前橋クリエイティブシティ 県庁前通り社会実験アートプロジェクト」企画運営等業務委託仕様書』のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年12月24日（木）まで

(5) 委託先選定数

1者

※ただし、業務を効果的に推進するために、県の承諾を得て、業務の一部再委託等により、他の事業者等と連携することは差し支えありません。

2 予算上限額

3,900千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※応募に要する経費は含まず、提案者の負担となります。

※採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りを依頼します。

3 公募・選定に関するスケジュール

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年7月1日（水） |
| (2) 質問票提出期限 | 令和8年7月7日（火）正午 |
| (3) 企画提案書提出期限 | 令和8年7月15日（水）正午 |
| (4) 審査 | 令和8年7月中旬（予定）
※詳細は「8 審査」のとおり |
| (5) 委託予定事業者の決定及び通知 | 令和8年7月下旬（予定） |
| (6) 契約締結、委託業務開始 | 令和8年7月下旬（予定） |

4 応募資格

次の条件を全て満たしている者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること

- (2) 破産宣告を受け復権していない者でないこと
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと
- (5) 提出日現在において、いかなる公共機関（国、地方公共団体、公団又は公社等）からも指名停止の措置を受けていないこと
- (6) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- (7) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- (8) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

5 企画提案書作成に当たって配布する資料

配付資料は、群馬県ホームページからダウンロードしてください。

- (1) 「前橋クリエイティブシティ 県庁前通り社会実験アートプロジェクト」企画運営等業務委託公募要領（※本資料）
- (2) 「前橋クリエイティブシティ 県庁前通り社会実験アートプロジェクト」企画運営等業務委託仕様書
- (3) 質問票（様式1）
- (4) 企画提案書表紙（様式2）
- (5) 業務実施体制（様式3）
- (6) 誓約書（様式4）
- (7) 課税（免税）事業者届出書（様式5）

6 質問受付

- (1) 提出様式
様式1「質問票」による。
- (2) 受付期限
令和8年7月7日（火）正午【必着】
- (3) 提出先
「12 問合せ先」に同じ
- (4) 提出方法
電子メールによる。
※件名を「質問（社会実験アートプロジェクト）」としてください。
※電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡してください。
- (5) 回答

質問に対する回答は、原則3日以内（土・日曜日・祝日を除く）に個別に電子メールにより行います。

なお、回答は募集要領及び仕様書の追加又は修正等として扱うことがあります。

7 企画提案書の提出

(1) 提出資料

以下の資料を提出してください。

ア 企画提案書表紙（様式2）

イ 企画提案書本体（任意様式）

ウ 業務実施体制（様式3）

エ 費用見積書（任意様式）

※宛先は「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税の額を明記すること。

※見積額が上記2の予算限度額を超えた場合は失格とします。

オ 実施スケジュール（任意様式）

カ 誓約書（様式4）

キ 課税（免税）事業者届出書（様式5）

ク 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）（*）

ケ 決算書の写し（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））（*）

コ その他参考となる資料（会社概要パンフレット等）

※県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

※「*」のついた資料は「群馬県物品等購入契約資格者名簿」掲載者は提出不要です。

(2) 企画提案書本体の記載事項

ア 事業推進体制等

イ 事業提案

仕様書に基づき、具体的な案を提案してください。

ウ 実績

過去3年間の主な業務実績

エ その他

その他、提供できるサービス、アピールしたい事項、本事業に関する提案等があれば自由に記載してください。

(3) 提出期限

令和8年7月15日（水）正午【必着】

(4) 提出先

「12 問合せ先」に同じ

(6) 提出方法

電子メールにより提出してください。データのサイズが7MBを超える場合は、提出方法について県に相談してください。

※電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡してください。

(6) 提出書類の取扱い

ア 提出された応募書類は返却しません。

イ 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しません。

ウ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。

(7) その他注意事項

ア 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認めません。

イ 事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。

ウ 提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出してください。

エ このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類、ヒアリング等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨としてください。

オ 受託者が契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがあります。この場合においても、受託者の損害を補償することはいたしません。

8 審査

(1) 審査方法

審査は提出された企画書について、書面による審査を行い、最も優れた提案をした1者を選定します。

なお、審査基準は、以下の審査基準に基づき審査を行います。

(2) 審査基準

ア 実施方針（本業務の目的や業務内容を理解しているか。）

イ 企画提案（提案のあった企画内容は、本事業の目的を達成するのに十分か。また、効果的かつ実現性のあるものであるか。）

ウ 業務体制（業務を実施する上で十分な体制であるか。）

エ 業務実績（本業務を遂行するために必要な経験やノウハウを十分に有しているか。）

オ スケジュール（業務を円滑に実施できる計画であるか。）

カ 業務経費（業務経費は適正であるか。）

9 失格

以下の項目に該当する者は失格とし、審査の対象としない。

- (1) 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した場合
- (2) 企画提案書の不備、提出期限に遅れた場合
- (3) その他、この要領に違反した場合

10 委託予定者の選定及び契約について

- (1) 「8 審査」の審査基準に沿って、提出された企画提案書により審査を行い、最も評価の高い企画提案を行ったと認められる者を本事業の契約相手の候補者とします。
- (2) 仕様書及びプロポーザルの提案内容は、委託予定者選定のためのものであり、契約時には改めて内容を協議したうえで、予定価格の範囲内で契約します。なお、(1)の候補者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合があります。
- (3) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とします。
- (4) 契約締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合があります。

11 選定結果の通知

企画提案書の提出を行った全応募者に対し、結果を連絡します（7月下旬頃を予定）。

12 問合せ先

群馬県 地域創生部 文化振興課 文化企画係

電話：027-226-2592

メール：bunshinka@pref.gunma.lg.jp